

調整力公募に係る募集要綱案のR F Cで寄せられたご意見等に対する回答

お問合せ		回答
No.※	該当箇所 要綱(案)等の対象条文、内容 等	
1	電源 I ピーク要綱 1. はじめに 電源 I・II 要綱 1. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当社 HP に掲載いたしました。 電源 I ピーク調整力契約書 URL: <a href="http://www.energia.co.jp/retailer/chousei/dengen1.html">http://www.energia.co.jp/retailer/chousei/dengen1.html</a></li> <li>電源 I・II 調整力契約書 URL: <a href="http://www.energia.co.jp/retailer/chousei/dengen2.html">http://www.energia.co.jp/retailer/chousei/dengen2.html</a></li> </ul>
2	電源 I ピーク要綱 1. はじめに (4) 用語の定義 a. 契約・料金関連 (e) ピーク調整力提供可能時間	<p>一日のうち、当社中央給電指令所からの指令に従い調整力を提供可能な状態で維持することができる時間 (最大 24 時間)。</p> <p>ピーク調整力提供可能時間とは、調整力を提供するための準備 (中央給電指令所から指令を受け、ユニットを並列し、調整可能な状態にすること) の完了以降、調整力を提供可能な状態に維持することができる時間、との理解でよろしいでしょうか。</p>
3 (中国 3)	電源 I ピーク要綱 電源 I・II 要綱 3. 募集概要 (1) 募集内容 c. 対象電源等	<p>出力の上げ、下げがあるとして蓄電器が対象機器に記載がないということは見直すべきではないか? 対象は記載だと火力、水力のみ。</p> <p>・具体的な要件は、募集要綱の「3. 募集概要」に記載のとおりですが、募集要綱に定める要件を満たすのであれば、蓄電設備を利用した調整力についても応募は可能です。</p>
4 (共通 2)	電源 I ピーク要綱 3. 募集概要 (1) 募集内容 d. 最低入札量	<p>一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方 4.公募調達実施時 (3)募集単位に関する事項 ②最低容量について (資料 p9)</p> <p>「最低容量を定めた場合には、電源 I、II の公募要領等において、最低容量の根拠について十分な説明を行う」ことが望ましい対応との規定ですが、</p> <p>①一般送配電事業者 10 社の調整力募集要項案を確認すると、最低容量の根拠を示している事業者はありません。 事前であるため、コスト面での非効率性や運用の困難性が示せない状況かと推察します。</p> <p>②その結果、各社最低容量 (最低入札量/契約電力) は以下の通りとなっています。 北海道電力 1 万 kW、東北電力 0.5 万 kW、東京電力 1.25 万 kW、中部電力 1 万 kW、北陸電力 0.5 万 kW、関西電力 1 万 kW、中国電力 0.5 万 kW、四国電力 0.5 万 kW、九州電力 1.5 万 kW、沖縄電力 1.45 万 kW 0.5 万 kW から 1.5 万 kW の範囲となっています。</p> <p>③他方、各社の系統規模の違いを考慮すると、当該設定値が正しいものであるのか疑念があります。 各社最低容量を各社最大電力で除した値は以下の通りとなっています。 北海道電力 0.2%、東北電力 0.04%、東京電力 0.03%、中部電力 0.04%、北陸電力 0.1%、関西電力 0.04%、中国電力 0.05%、四国電力 0.1%、九州電力 0.1%、沖縄電力 1.0% この値は最低容量が電力系統に対する貢献度というべきもので、各社意向により約 30 倍の差異があります。</p> <p>④望ましいとされる根拠についての十分説明ができない場合は、一律「系統規模 (最大電力) の 0.1% 相当」などに定める方が適切な方法かと考えます。</p> <p>・募集要綱に記載のとおり、最低入札量については、当社の供給区域において 10 万キロワット以上の発電機が設備容量ベースで約 9 割<sup>※1</sup> を占めていることから、当該発電機に求める設備要件としての A D C 変化速度 (1%/分以上) を考慮し、0.5 万キロワット<sup>※2</sup> としております。 また、当社に調整力を提供される場合、当社の中央給電指令所との間に通信設備の施設が必要となりますが、設備容量 10 万キロワット未満の場合、発電機台数の増加に対する調整量の増加は少なく効果も小さい<sup>※3</sup> ため、最低容量を検討する際の設備容量として 10 万キロワット程度を目安としております。</p> <p>※2: 10 万キロワット×1%/分×5分=0.5 万キロワット</p>

お問合せ			回答
No.※	該当箇所	要綱(案)等の対象条文、内容 等	
5	電源 I ピーク要綱 3. 募集概要 (1) 募集内容 e. 入札単位	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>当社中央給電指令所からのオンラインによる信号により、5分以内に出力調整可能な上げ下げ量を入札量とし、入札は、原則として電源等を特定して、容量単位で実施していただきます。</p> </div> <p>募集要綱(案) P 8に記載の「5分以内に出力調整可能な上げ下げ量を入札量」のうち、「5分以内」には、調整力を提供するための準備の時間(中央給電指令所から指令を受け、ユニットを並列し、調整可能な状態にするまでの時間)は含まないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご理解のとおりです。</li> </ul>
6 (中国 3)	電源 I ピーク要綱 電源 I・II 要綱 3. 募集概要 (2) 設備要件	<p>オンライン制御について別紙に記載されている周波数調整機能について、全て満たしていないといけないのか。連続運転可能時間やガバナフリー必須の条件が主に参入障壁。経産省資料によるとガバナフリー無しの要件なども要件を定めるよう記載あり。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I ピーク調整力の公募では、一般送配電事業者として周波数調整に活用する電源等を募集いたします。そのため、電源 I ピーク調整力募集要綱には、当社が周波数調整に必要な機能を記載しておりますので、要綱に記載のある機能は原則全て満たしていただく必要があります。</li> </ul>
7 (共通 3)	電源 I ピーク要綱 電源 I・II 要綱 3. 募集概要 (2) 設備要件 (3) (ピーク) 調整力が満たすべき運用要件	<p>自社設備の要件適否の確認や将来の設備計画の参考とするために、要件の標準化の前後に関わらず、詳細の設備仕様・要件(例えば、通信仕様の場合は、信号種別、通信プロトコル、セキュリティ仕様等)を公募要領にあわせて公表いただけますようお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>周波数制御・需給バランス調整機能に必要な信号の仕様の公表については、セキュリティの観点から公表は差し控えていただきます。</li> <li>詳細な設備仕様・要件の適否については、必要によりご相談に応じさせていただきます。</li> </ul>
8	電源 I ピーク要綱 3. 募集概要 (3) ピーク調整力が満たすべき運用要件 b. 運転継続時間	<p>原則 7 時間にわたり運転継続が可能と設定されている 7 時間とは昼間帯 7 時間という理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>時間帯に関係なく、原則として 7 時間にわたり当社の指令に応じた運転継続が可能であることが必要です。</li> </ul>
9	電源 I ピーク要綱 3. 募集概要 (3) ピーク調整力が満たすべき運用要件 c. 定期検査等の作業時期調整の応諾	<p>定期検査等の停止日数 50 日以内とは、水力発電設備、火力発電設備ともに 50 日以内なのでしょうか。また、50 日を超える場合においても応札可能とありますが、その場合の年間の停止日数は 50 日から 50 日 + a が停止日数(年間停止可能日数)になるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間停止可能日数 50 日は、電源種別等による違いはありません。</li> <li>なお、年間停止可能日数は、年間の停止計画日数に関係なく 50 日といたします。そのため、年間の停止日数(計画停止および計画外停止の日数の合計)が 50 日を超える場合、超過停止割戻料金を適用いたします。</li> </ul>
10	電源 I ピーク要綱 6. 契約条件 (5) 目的外利用の禁止 (8) 停止日数 (9) ペナルティ	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>電源 I ピーク調整力契約における契約電源等のうち、ピーク調整力契約電力分については、あらかじめ定める定期検査等の期間を除き、すべての期間において当社の求めに応じて当社指令に従った運転または待機が必要であるため、書面等により両社で合意した場合を除き、当社へのピーク調整力提供の目的以外に利用しないことといたします。</p> <p>契約者の設備トラブルや定期検査等、当社の責とならない事由でピーク調整力の全部または一部を当社に提供できなくなった日(中略)を、原則として、超過停止割戻料金の算定に用いる停止日数といたします。この場合、1 日において 24 時間に満たない停電が発生した場合においても停止日数を 1 日として算定するものといたします。</p> <p>なお、前日午前 12 時まで、原則として電源 I の設備要件を満たしたピーク調整力を提供可能な代替電源等(中略)を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外することといたします。</p> <p>停止日数(中略)が年間停止可能日数(50 日)を超過した場合、超過した日数について超過停止割戻料金を算定し、年度末の 3 月分の月間料金から差し引くものといたします。</p> </div> <p>仮に揚水発電機の一部を電源 I として応募した場合であって、当該発電機の揚水動力運転を行う場合、その揚水時間については、目的外利用に該当しないとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>募集要綱で定める目的外利用には該当いたしません。</li> <li>揚水発電を行うため揚水動力運転を行なっている時間については、ピーク調整力を当社に提供できないため、停止日数の対象となります。ただし、募集要綱に定める要件を満たす代替電源等を当社に提示し、当社が差替えを認めた場合は、停止日数から除外いたします。</li> </ul>

お問合せ			回答
No.※	該当箇所	要綱(案)等の対象条文、内容等	
11	電源 I ピーク要綱 6. 契約条件 (8) 停止日数	代替電源等の差替えが認められるのは、どのような条件の場合でしょうか。電源 I ピーク調整力契約の契約 kW が確保できた場合ということでしょうか。	・募集要綱に記載のとおり、原則として電源 I の設備要件を満たしたピーク調整力を提供可能な代替電源等を当社に提示していただく必要があります。
12	電源 I ピーク要綱 6. 契約条件 (8) 停止日数について	「全部または一部を当社に提供できなくなった日（停電割戻料金を適用した日・・・を協議で合意した期間を除きます）を、原則として、超過停止割戻料に算定に用いる停止日数といたします。この場合、1 日において 24 時間に満たない停電が発生した場合においても停止日数を 1 日として算定する」  24 時間に満たない停電と停電割戻料金を適用した日は同じ日という理解でよろしいでしょうか。	・停止状況や計画変更の有無等により停止日数を判断するため、必ずしも同じ日とならない場合もあると考えます。
13	電源 I ピーク要綱 6. 契約条件 (6) 運用要件 (8) 停止日数 (9) ペナルティ 電源 I・II 要綱 3. 募集概要 (3) 調整力が満たすべき運用要件 5. 契約条件 (5) 運用要件	やむを得ない事由がある場合とは、どのようなことを指すのでしょうか。	・契約者が調整力を提供できる状態であったにもかかわらず、法令順守・公衆安全確保等のために当社の指令に従うことができない場合を指します。
14	電源 I ピーク要綱 6. 契約条件 (9) ペナルティ	基本料金の 1 時間相当額とは、年間の基本料金を年間の運転時間(8,760h)で除した額という事でしょうか。	・基本料金の 1 時間相当額とは、年間料金を年間の延べ時間数（年度の暦日数から年間停止可能日数を控除した日数に 24 時間乗じて得た時間数）で除して得た額となります。
15	電源 I・II 要綱 3. 募集概要 (1) 募集内容 a. 募集容量	電源 I・II 調整力では、オンライン調整力は募集制限しないとのことですが、自社 BG の電源における発電計画と実績との差（インバンス）については、発電余力を調整電源として機能するためには常にオンライン待機している必要があることからすれば、活用頻度が低い電源でも調整機能オンにしている間、または発電可能電力量を提示している間はインバンスフリーになると考えてよいでしょうか？ それとも、通常のインバンス単価と調整電源としての調整単価は何らかの仕訳がされるのでしょうか。	・電源 I・II 調整力契約を締結する契約電源等は、当社の託送供給等約款 29（電力および電力量の算定）（2）に規定する調整電源に該当するため、契約電源等の故障した場合を除き、インバンス電力量はゼロとみなします。
16	電源 I・II 要綱 3. 募集概要 (3) 調整力が満たすべき運用要件 a. 需給運用への参加および運用要件の遵守	発電計画値、発電可能電力、電力量等は、いつの時点で提出するのでしょうか。 また、発電計画値と発電可能量との差が余力、調整力として活用されるという事でよろしいでしょうか。	・発電計画は、当社の託送供給等約款にもとづき提出していただけます。また、発電可能電力、電力量等については、募集要綱に記載のとおり、当社の求めに応じて提出していただけます。 ・なお、調整力の提供に伴う従量料金は、契約電源等が故障した場合を除き、託送供給等約款にもとづき提出する発電計画と発電実績との差にもとづき算定いたします。
17	電源 I・II 要綱 5. 契約条件 (3) 従量料金	当社中央給電指令所からの指令に伴う上げ調整費用（中略）、下げ調整費用（中略）は、調整力を提供された月の翌々月に精算いたします。 契約者は、上げ調整単価、下げ調整単価、起動費等の単価表およびその算定基準となる火力発電機の熱消費量特性曲線より求めた定数等を、（中略）、毎週火曜日（中略）の原則として 12 時までに提出していただけます。  仮に揚水発電機の一部を電源 I・II として応募した場合、その調整費用は発電事業者等が提出した揚水の発電単価で精算されるとの理解でよろしいでしょうか。	・揚水発電で調整力をされる場合についても、電源 I・II 調整力募集要綱および電源 I・II 調整力契約書の定めにもとづいて従量料金の精算を行ないます（募集要綱および契約書によりがたい場合は、別途協議のうえ契約条件を定めます）。
18	電源 I・II 要綱 5. 契約条件 (3) 従量料金	揚水運転を行なうために要した託送料金等の託送料金等とは、具体的に何を指すのでしょうか。	・揚水発電を行なう場合、下池から上池への水の汲み上げ（揚水動力運転）が必要になりますが、揚水動力運転のために使用した電力に対して適用される託送料金（接続送電サービス料金）相当額を指します。

お問合せ			回答																
No.※	該当箇所	要綱(案)等の対象条文、内容 等																	
19	電源 I・II 要綱 5. 契約条件 (3) 従量料金	電源 I ピーク調整力契約を締結した場合の従量料金とは、上げ調整単価ならびに起動費が対象という理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I ピーク調整力契約を締結した場合の従量料金は、電源 I・II 調整力契約にもとづいてお支払いいたします。</li> <li>従量料金は、上げ調整費用、下げ調整費用、起動費等の料金を合計した金額をいいます。</li> </ul>																
20	電源 I ピーク要綱	電源 I ピーク調整力契約、電源 I・II 調整力契約に加えて、発電量調整供給契約を締結する必要があるという理解でよろしいでしょうか。(電源 I ピーク調整力+電源 I・II 調整力+発電量調整供給契約)	<ul style="list-style-type: none"> <li>ご理解のとおりです。</li> </ul>																
21	電源 I・II 要綱	発電契約者でない者が、電源 I・II 調整力に応募することは可能でしょうか。その場合、別途発電量調整供給契約を締結する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>応札・応募可能です。ただし、募集要綱に記載しております設備要件・運用要件等を満たしていることが前提となります。</li> <li>なお、当社に対して調整力の提供を開始されるまでに、契約電源等について、当社との間で発電量調整供給契約を締結していただきます。</li> </ul>																
22 (中国 3)	電源 I ピーク要綱 電源 I・II 要綱	調整力 I・II の募集に対し、調整力 I に対して入札をしても容量に対する基本料金設定がないのは見直すべきではないか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I として入札していただく場合には、電源 I ピーク調整力募集要綱に基づく応札と電源 I・II 調整力募集要綱に基づく応募が必要となります。なお、電源 I ピーク調整力契約で容量 (kW) に対する基本料金、電源 I・II 調整力契約で電力量 (kWh) に対する従量料金をお支払いすることとしております。</li> </ul>																
23 (中国 3)	電源 I ピーク要綱 電源 I・II 要綱	<ul style="list-style-type: none"> <li>DR を実施出来る需要者を集約し電気の使用抑制または増加することで調整力の提供を行うケースを入札条件に加えて頂きたい</li> <li>電源単位での契約ということだが、アグリゲーターの立場の場合は、アグリゲーターとの契約とするべきではないか？</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>具体的な要件は、募集要綱の「3. 募集概要」に記載のとおりですが、募集要綱に定める要件を満たすものであれば、DR (アグリゲーターが複数需要場所の DR を集約して調整力を提供する場合を含みます。) を利用した調整力についても応募は可能です。</li> </ul>																
24 (共通 1)	電源 I・II 要綱	ベース電源 (石炭火力や一般水力) は一般的に全量が小売供給力に充てられゲートクローズ時点の余力がないため電源 II として調整力に活用できない見込みである。しかしながらガバナフリー機能を具備し、その機能を活かした運転をするのが一般的であり、瞬動予備力の役割を担っている。このようなベース電源は旧一般電気事業者、共同火力、旧 IPP に多数存在するが、電源 II で確保する対象として考えているのか？	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般送配電事業者としては、電源 II の確保量が多いほど周波数調整が行いやすくなることから、募集要件を満たす設備については、電源 II として契約させていただきます。</li> </ul>																
25 (中国 2)	電源 I -b	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I - b の公募について明記がない状態であるが、公募を実現していただきたい</li> <li>電源 I - b の公募が実現する際には、意見募集の場を設けていただきたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I は、周波数制御・需給バランス調整の機能を具備する電源 I - a と需給バランス調整の機能を具備する電源 I - b で構成されますが、電力広域的運営推進機関における検討結果等を踏まえると、当社では、平成 29 年度における電源 I の必要量と電源 I - a の必要量が同じであることから、電源 I - b の必要量はゼロとなるため、今回は電源 I - b の募集は行なわないことといたしました。</li> </ul>																
26 (中国 1)	電源 I -b	<p>中国電力株式会社様におかれましても、電力・ガス取引監視等委員会 第 9 回 制度設計専門会合にて電気事業連合会様が発表された資料中の電源 1-b の調達検討をいただきたくお願い致します。ネガワットには発電と異なる特性があり、それらを考慮し、ネガワットを調達いただける場合の希望スペックイメージを下記します。ご検討いただきたくお願い致します。</p> <p>緊急予備力入札: ネガワットが参加できるための要件サマリー (案)</p> <table border="1"> <tr> <td>発動条件</td> <td>システム条件に応じた明確な発動条件を設定する。典型的には運転予備力があるレベル以下になった時</td> </tr> <tr> <td>反応時間</td> <td>事前通告時間は典型的には 1 時間から 4 時間の間</td> </tr> <tr> <td>持続時間</td> <td>明確な持続時間を設定。最短 1 時間、最長 2 時間を提案する。</td> </tr> <tr> <td>リソースアベイラビリティ</td> <td>ネガワットを効率的に参加させるために、下記を提案する。またオンピーク 1、オンピーク 2 でそれぞれ異なった容量をオファーできるものとする。 平日: 09:00-12:00 (オンピーク 1) 13:00-19:00 (オンピーク 2)</td> </tr> <tr> <td>対価の支払</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。</li> <li>従量料金は提供されたすべての MWh に応じて支払われる。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td>ディスパッチオーダー</td> <td>リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。</td> </tr> <tr> <td>ネガワット提供要件</td> <td>各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。</td> </tr> <tr> <td>失敗時の取り扱い</td> <td>ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる (但し減額上限は報酬の 100%)</td> </tr> </table>	発動条件	システム条件に応じた明確な発動条件を設定する。典型的には運転予備力があるレベル以下になった時	反応時間	事前通告時間は典型的には 1 時間から 4 時間の間	持続時間	明確な持続時間を設定。最短 1 時間、最長 2 時間を提案する。	リソースアベイラビリティ	ネガワットを効率的に参加させるために、下記を提案する。またオンピーク 1、オンピーク 2 でそれぞれ異なった容量をオファーできるものとする。 平日: 09:00-12:00 (オンピーク 1) 13:00-19:00 (オンピーク 2)	対価の支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。</li> <li>従量料金は提供されたすべての MWh に応じて支払われる。</li> </ul>	ディスパッチオーダー	リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。	ネガワット提供要件	各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。	失敗時の取り扱い	ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる (但し減額上限は報酬の 100%)	<ul style="list-style-type: none"> <li>電源 I は、周波数制御・需給バランス調整の機能を具備する電源 I - a と需給バランス調整の機能を具備する電源 I - b で構成されますが、電力広域的運営推進機関における検討結果等を踏まえると、当社では、平成 29 年度における電源 I の必要量と電源 I - a の必要量が同じであることから、電源 I - b の必要量はゼロとなるため、今回は電源 I - b の募集は行なわないことといたしました。</li> <li>なお、いただきましたご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>
発動条件	システム条件に応じた明確な発動条件を設定する。典型的には運転予備力があるレベル以下になった時																		
反応時間	事前通告時間は典型的には 1 時間から 4 時間の間																		
持続時間	明確な持続時間を設定。最短 1 時間、最長 2 時間を提案する。																		
リソースアベイラビリティ	ネガワットを効率的に参加させるために、下記を提案する。またオンピーク 1、オンピーク 2 でそれぞれ異なった容量をオファーできるものとする。 平日: 09:00-12:00 (オンピーク 1) 13:00-19:00 (オンピーク 2)																		
対価の支払	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本料金は全ての対応可能な日時に応じて支払われる。</li> <li>従量料金は提供されたすべての MWh に応じて支払われる。</li> </ul>																		
ディスパッチオーダー	リソースはコストの安いものから使用される。ネガワットは、全ての発電リソースが発動された後に発動されることとなる。																		
ネガワット提供要件	各リソースは最低でも約束した容量の 100%を提供する。上限は設定されない。																		
失敗時の取り扱い	ネガワット提供に失敗したリソースは提供した容量割合に応じて、対価の減額がなされる (但し減額上限は報酬の 100%)																		

お問合せ			回答								
No.※	該当箇所	要綱(案)等の対象条文、内容等									
		<table border="1"> <tr> <td>ベースライン</td> <td>High 4 of 5 profile baseline (当日調整あり)</td> </tr> <tr> <td>計器/遠隔測定</td> <td>・各参加需要家サイトでの5分毎のデータ読み込み ・送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない</td> </tr> <tr> <td>発動制限</td> <td>システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60時間の発動合計を提案する(但し、1発動/日が上限、連続発動は3日が上限)。</td> </tr> <tr> <td>契約期間/ノミネーション</td> <td>契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする。</td> </tr> </table> <p>以上よろしくお願ひ致します。</p>	ベースライン	High 4 of 5 profile baseline (当日調整あり)	計器/遠隔測定	・各参加需要家サイトでの5分毎のデータ読み込み ・送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない	発動制限	システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60時間の発動合計を提案する(但し、1発動/日が上限、連続発動は3日が上限)。	契約期間/ノミネーション	契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする。	
ベースライン	High 4 of 5 profile baseline (当日調整あり)										
計器/遠隔測定	・各参加需要家サイトでの5分毎のデータ読み込み ・送配電会社によるリアルタイムの遠隔測定は要求されない										
発動制限	システム条件に基づく明確な発動条件が設定されることを前提として、60時間の発動合計を提案する(但し、1発動/日が上限、連続発動は3日が上限)。										
契約期間/ノミネーション	契約期間は年次とし、ノミネーションは毎週行うものとする。需要家の募集は3月末まで可能とする。										
27 (中国3)	電源 I -b	<p>DR 専用枠を設けて頂きたい。(電源 B - I 枠)</p> <p>その際の要件で条件として頂きたい点を列記致します。</p> <table border="1"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等)</li> <li>・DR システムを持ち実施出来ること</li> <li>・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい</li> <li>・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2年以上等)</li> <li>・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい</li> <li>・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等)</li> <li>・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい</li> <li>・5分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。</li> <li>・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。</li> <li>・新電力からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。</li> <li>・アグリゲーターにより需要家募集は3月末まで可能として頂きたい。</li> <li>・公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示をお願いしたい。</li> </ul> </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等)</li> <li>・DR システムを持ち実施出来ること</li> <li>・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい</li> <li>・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2年以上等)</li> <li>・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい</li> <li>・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等)</li> <li>・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい</li> <li>・5分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。</li> <li>・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。</li> <li>・新電力からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。</li> <li>・アグリゲーターにより需要家募集は3月末まで可能として頂きたい。</li> <li>・公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示をお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済産業省の「一般送配電事業者が行なう調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR 専用枠を設けることは予定しておりません。</li> <li>・なお、いただきましたご意見等につきましては、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの DR 実証が活かされる仕組みを検討頂きたい(何回以上の DR 指令を受けどの程度成功しているか等)</li> <li>・DR システムを持ち実施出来ること</li> <li>・需給調整契約に加入している需要家も参加できるプログラムとして頂きたい</li> <li>・アグリゲーター契約は複数年の契約として頂きたい(2年以上等)</li> <li>・入札した契約量の何%まで事前確保すべきか要件を公募段階で明示頂きたい</li> <li>・ポジワットに対しネガワットは小容量での参加も可能として頂きたい(1mW 等)</li> <li>・測量方式についてこれまで実証で行われてきた、電力会社のメーターからのパルス分岐方式を認めていただきたい</li> <li>・5分間での対応というケースのためネガワット対応の場合のベースラインの算定はガイドライン記載の比較的短い時間での対応の場合を適用でいいか。明記がほしい。また5分前以外の要請の想定はないか。</li> <li>・随時調整契約との重複も優先順位付等により許容頂きたい。</li> <li>・新電力からの入手も含め、アグリゲーターが需要家からの了承があれば、時間別データの入手が阻害されない仕組みを明文化していただきたい。</li> <li>・アグリゲーターにより需要家募集は3月末まで可能として頂きたい。</li> <li>・公募時点でのアグリゲーターの需要家確保要件の明示をお願いしたい。</li> </ul>											

※ No.のうち、下段に( )で示しているものは、電力広域的運営推進機関へ意見が提示されたもの。そのうち、共通●は全ての一般送配電事業者が対象、中国●は中国電力が対象。

以上